

別紙3「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」記載要領

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、岡山県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。

なお、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合にあっては、「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」部分のみ記載し、区分計算に用いた計算書等を添付して提出してください。

〔農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書〕記載要領

- 1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。
ただし、次に掲げるものは総収入金額には含みません。
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
 - (3) 従業員の社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）
 - (5) 償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額その他経費の戻入と認められる収入金額
 - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した額
 - (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- 2 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4、以下「法人税申告書別表4」という。）により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の収入科目ごとの区分に従い、「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。
また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。
- 3 「農業部門の収入金額」欄には、日本標準産業分類の〔大分類 A―農業、林業〕の〔中分類 01 一農業〕の〔011 一耕種農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。
なお、「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ、「農業に付帯する事業に係る収入金額」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。
- 4 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
 - (1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額
 - (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
 - (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
 - (4) 農産物の減収補てんを目的として支払を受ける農業共済金
- 5 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で農業に付帯すると認められるものに係る収入金額を記載してください。
- 6 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
 - (1) 穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
 - (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
 - (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
 - (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工

- を除く。)による収入金額
(5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
(6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額

- 7 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。
- 8 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で、事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。(例：受取利息、受取配当金等)

【農事組合法人の所得金額計算書】記載要領

- 1 この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑧の欄は「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」という。)の「再仮計⑩」欄の金額を記載します。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑨の欄は、総所得金額等の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 4 ⑩の欄は、⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 5 ⑪の欄は、次の(1)の収入金額又は(1)及び(2)の収入金額の合計額を記載してください。
(1) 「農業部門の収入金額」欄(①の欄)の収入金額
(2) 「農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」において「農業に付帯する事業の収入金額」欄(②の欄)が非課税と判定された場合は、その収入金額
- 6 ⑫の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 7 ⑬の欄は、按分率(⑪の欄の金額を⑫の欄の金額で除した値)を小数第5位で四捨五入します。⑩の欄の金額に按分率を乗じた金額を記載してください。
なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。
また、⑬の欄の金額は、第6号様式別表5の⑳の欄に移記してください。
- 8 ⑰の欄は、法人税申告書別表4の「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額」又は⑩の欄の金額のいずれか少ない金額を記載してください。ただし、その金額が負数となるときは記載しないでください。
また、⑰の欄の金額は、第6号様式別表5の㉑の欄に移記してください。
- 9 ⑱の欄は、法人税申告書別表4の「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額」と、⑩の欄の金額から⑰の欄の金額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載してください。ただし、その金額が負数となるときは記載しないでください。
また、⑱の欄の金額は、第6号様式別表5の㉒の欄に移記してください。

【添付書類】

地方税法第72条の4第3項に該当し、岡山県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人は、この計算書の他、次の書類を提出してください。

- 1 別紙2「非課税要件適格申告書」
- 2 区分計算に用いた計算書等(課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合に限る。)
- 3 法人税申告書別表4
- 4 貸借対照表、損益計算書(雑収入明細書を含む。)
- 5 その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類